



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

多摩川河川敷駐車場における 民間活力の導入について

建設緑政局緑政部みどりの管理課

1 概要

- 上平間駐車場、丸子橋駐車場、瀬田駐車場、宇奈根駐車場の **4箇所**
- 現在は **設置管理許可制度** を採用
※設置管理許可制度とは、公園管理者（=地方公共団体）以外の者が、都市公園法上の許可を受けて、都市公園に公園施設を設置・管理すること
- 開場時間は、4月～10月は午前6時～午後6時30分
11月～3月は午前6時～午後4時30分
- 開場日は、年末年始以外の **土日**
(宇奈根駐車場のみ、月曜日以外の平日も利用可)
- 利用料金は **一律500円**
※ただし、有料となる期間は3月から11月までの土曜日、日曜日、祝日及び振替休日
- 開場時間以外は出入口を施錠



② 位置図



① 上平間駐車場

所在地：中原区上平間地内
駐車可能台数：186台

② 丸子橋駐車場

所在地：中原区上丸子八幡町地内
駐車可能台数：303台

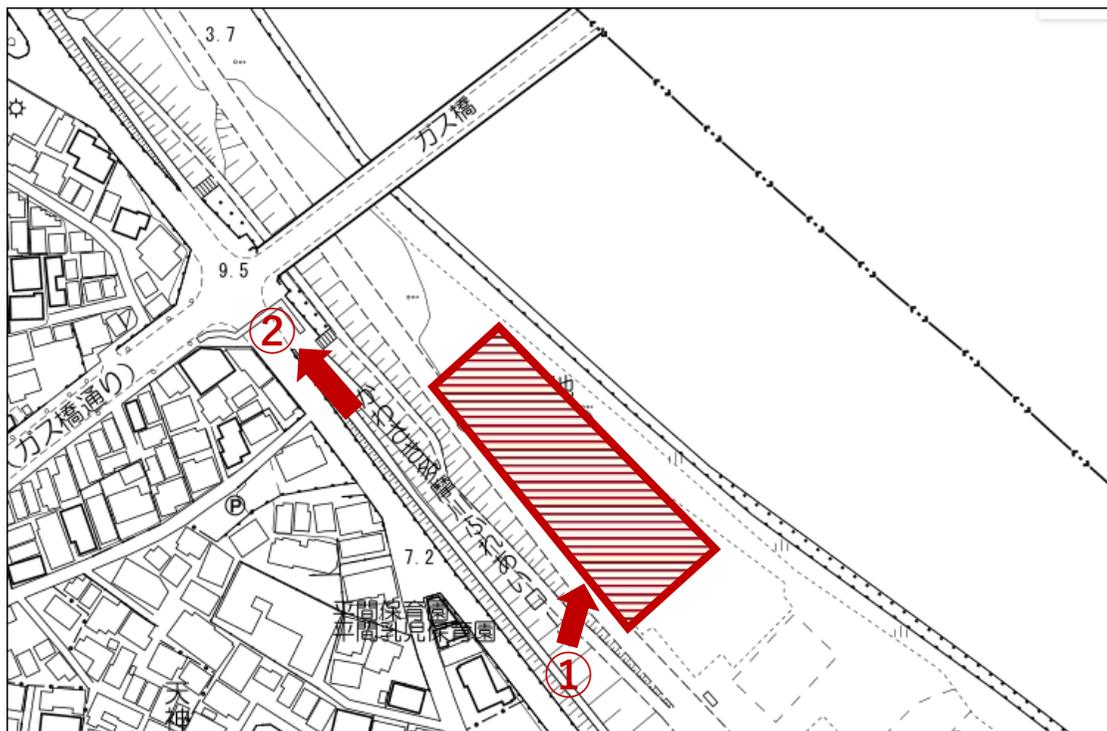
③ 瀬田駐車場

所在地：高津区瀬田地内
駐車可能台数：249台

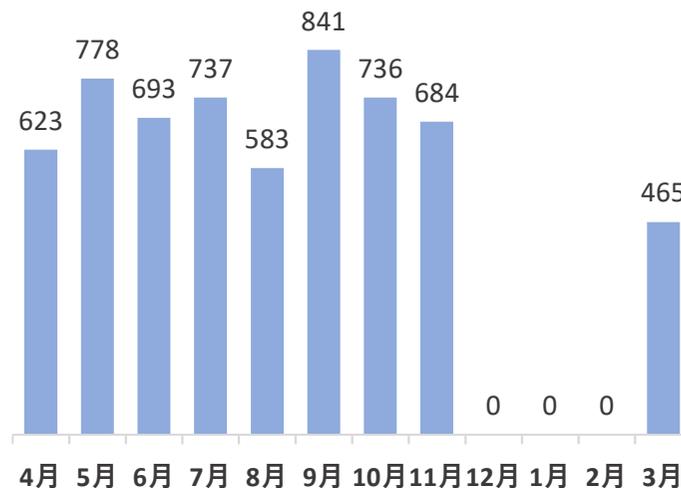
④ 宇名根駐車場

所在地：高津区宇奈根久地地内
駐車可能台数：120台

3 現況（上平間駐車場）



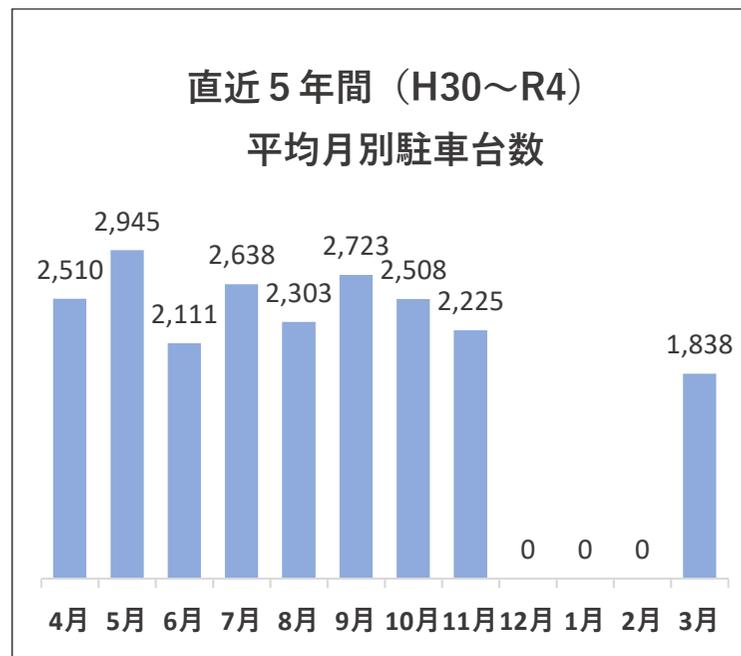
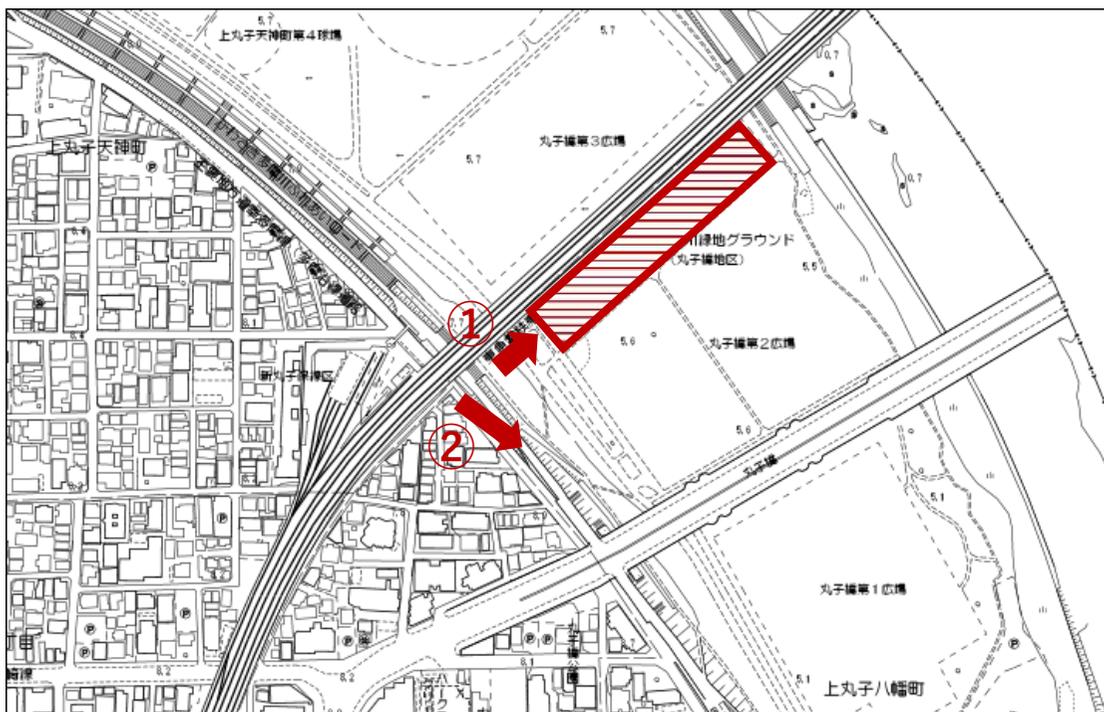
直近5年間（H30～R4）
平均月別駐車台数



①上平間駐車場

所在地	中原区上平間地内
面積	5,468㎡
駐車可能台数	186台
年間平均駐車台数	512台
都市計画情報	市街化調整区域、多摩川風致地区
その他	近隣の陸上競技場にて定期的にマラソン大会が開催

3 現況（丸子橋駐車場）



②丸子橋駐車場

所在地	中原区上丸子八幡町地内
面積	12,934㎡
駐車可能台数	303台
年間平均駐車台数	1,817台
都市計画情報	市街化調整区域、多摩川風致地区
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣にゴルフ場専用の無料駐車場あり ・河川空間のオープン化による民間活力の導入予定

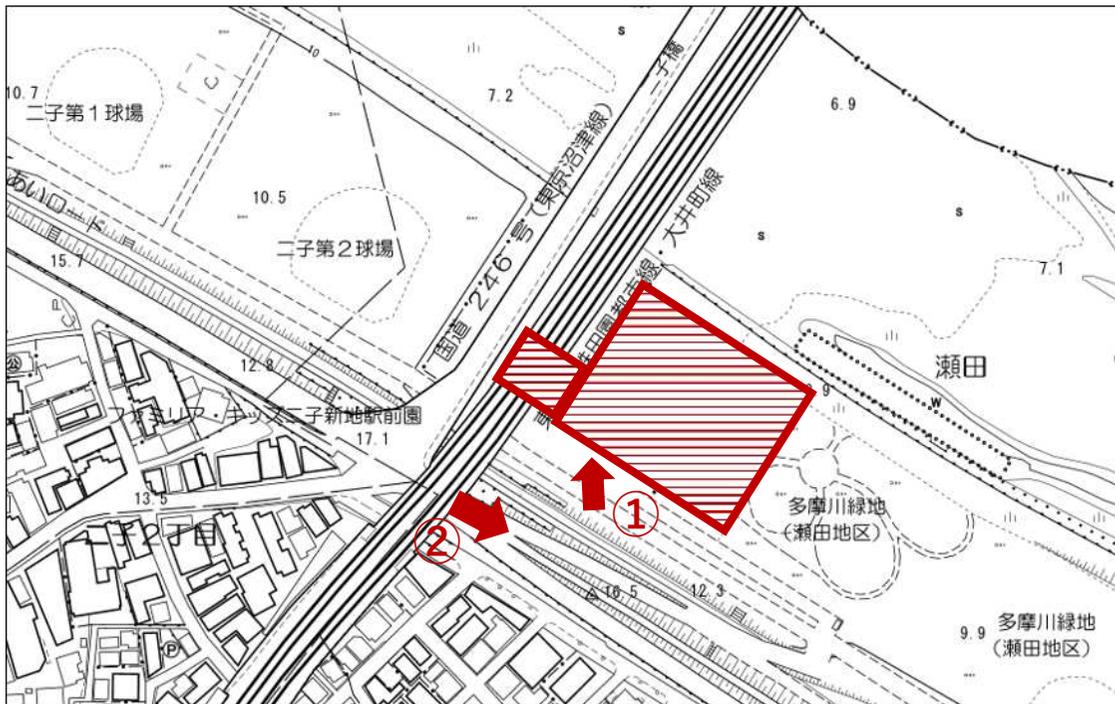
3 現況（丸子橋駐車場）



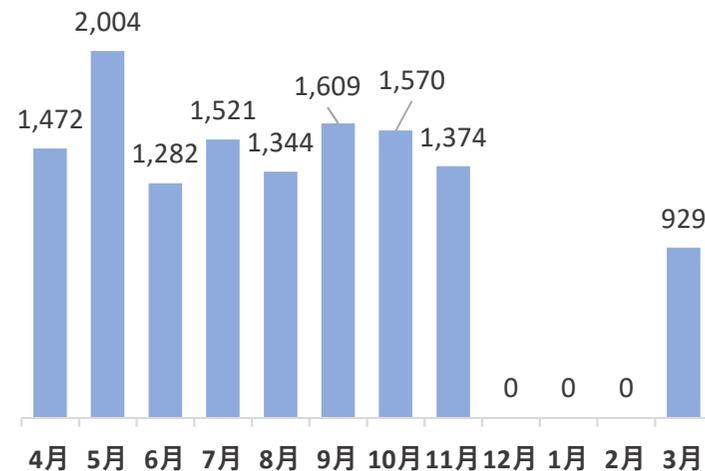
丸子橋周辺では、地域課題の改善や水辺の新たなにぎわい創出のために、平日夜・土日に民間事業者等と連携して社会実験イベントを積極的に実施していて、大盛況だずん！

3

現況（瀬田駐車場）



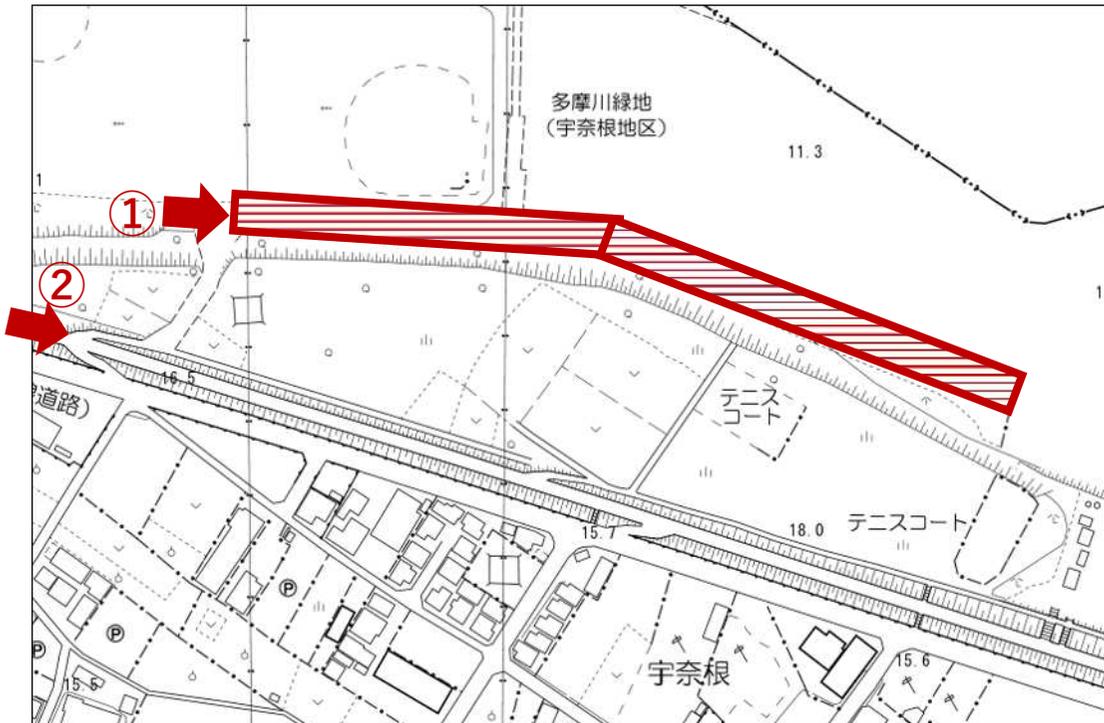
直近5年間（H30～R4）
平均月別駐車台数



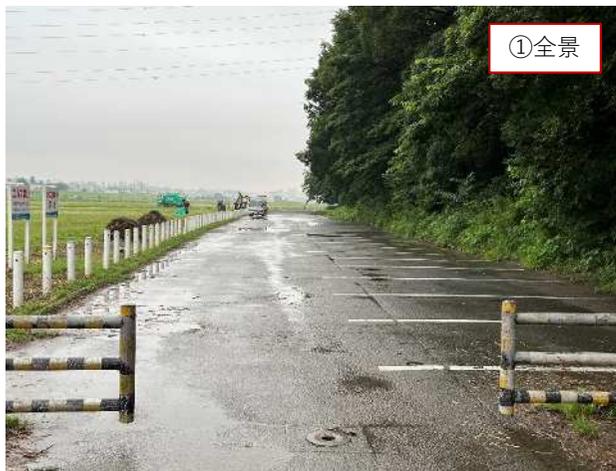
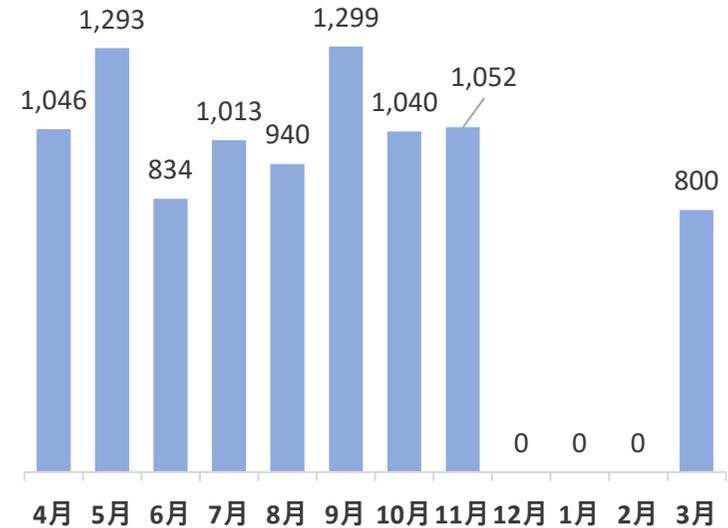
③瀬田駐車場

所在地	高津区瀬田地内
面積	6,158㎡
駐車可能台数	249台
年間平均駐車台数	1,092台
都市計画情報	市外化調整区域
その他	近隣にバーベキュー広場（指定管理施設）あり

3 現況 (宇奈根駐車場)



直近5年間 (H30~R4)
平均月別駐車台数



④宇名根駐車場

所在地	高津区宇奈根久地地内
面積	3,505㎡
駐車可能台数	120台
年間平均駐車台数	776台
都市計画情報	市外化調整区域
その他	近隣にパークボール場 (指定管理施設) あり

4 課題

赤字経営

多摩川の施設利用者向け専用駐車場であるため、施設利用者以外の人々の駐車利用を排除すべく有人対応

人件費がかかる！

施設の開場にあわせて閑散期（12月～3月）でも駐車場を開場する必要があるが、人件費削減のため人を配置せず無料開放

閑散期に稼げない！

利用者の少ない平日昼間は人件費削減のために閉場

機会損失！

5 運営条件

- 0 1 独立採算制**（市からの委託料等支出なし）
- 0 2 多摩川河川敷利用者専用駐車場**として運営すること
- 0 3 開場時間、開場日については現況を最低限維持**することとし、
拡大等は自由（雨天時・台風時・閑散期など閉鎖について臨機応変に対応できるものとする）
- 0 4 利用料金の設定は自由**（ただし、近隣駐車場の利用料金などを加味し、市と協議の上決定することになるため、導入時に希望どおりになるとは限らない）
- 0 5 障害者・介護者の利用料は免除**する
- 0 6 市との協議の上、駐車場以外の用途にも利用**できる
- 0 7 河川区域内には、固定式の施設・機械は設置できない**（＝移動式の施設・機械は設置可能）
- 0 8 道路からの出入口や駐車場までのアクセス路については、現状のままで運営**する（出入口の拡張やアクセス路の拡幅は不可）
- 0 9 設置にあたっては川崎市都市公園条例第2条の10**を遵守

5 運営条件

参考 川崎市都市公園条例（抜粋）

（駐車場）

第2条の10 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 幅は350センチメートル以上、奥行きは500センチメートル以上とすること。ただし、1以上の車椅子使用者用駐車施設は、幅は370センチメートル以上、奥行きは600センチメートル以上とすること。
- (2) 出入口に近接した水平な場所に設置すること。
- (3) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で表示すること。



⑥ スケジュール（予定）

令和5年10月：事業者公募

令和6年 2月：事業者決定

令和6年 3月：事業契約（協定）締結

仮

※民間活力の導入をする場合です

※運営手法については今回の意見交換会等を参考に検討いたします



7 お聴きしたいこと



赤字を回避できる運営手法

- ・ 無人化
- ・ 移動式施設・機械の設置
- ・ 予約システムの導入

黒字化した場合の利益配分目安

- ・ 企業から市へ利益の何割を渡すのが相場か

駐車場の運営に関するノウハウ・アイデアをご教授ください！
今後の検討の参考にさせていただきます！！

【問合せ先】 建設緑政局緑政部みどりの管理課 担当 戸矢・森永
メール 53mikan@city.Kawasaki.jp 電話 044-200-3498

